

規制シート(様式)

190195201510001

平成29年1月

規制の名称	内航海運業への参入	所管府省	国土交通省
根拠法令等	内航海運業法(昭和27年法律第151号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局安全政策課長 金子 栄喜 海事局内航課長 池光 崇
規制目的	内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、内航運送の円滑かつ的確な運営を確保し、輸送の安全を確保するための計画等を提出して国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。 ・総トン数100トン未満であって長さ30メートル未満の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣に届け出なければならない。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶により内航海運業を営もうとする者について、国土交通大臣の許可制から登録制へ緩和した(平成16年法改正)。 ・事業者に対して安全管理規程の作成、届出等を義務付けた。(平成18年法改正) 	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	平成16年の法改正では、市場において自由な事業活動による競争を促し、創意工夫に基づく多様な事業展開を通じて、市場の活性化に資することを目指して規制を緩和した。一方で、輸送の安全を確保するため最低限の規制として現行の制度を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		